**八尾市文化財保存活用地域計画（素案）についての**

**市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について**

　八尾市文化財保存活用地域計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第１２条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

　ご提出いただいたご意見は、原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約しています。

1. 意見募集期間

令和３年１２月１５日（水）～令和４年１月１４日（金）

1. 提出方法別の提出人数及び意見数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出方法 | | 提出人数（人） | 意見件数（件） |
| 直接持参 | |  |  |
| 電子メール | | １ | １ |
| 電子申請 | |  |  |
| ＦＡＸ | |  |  |
| 郵便 | | １ | １ |
| 合計 | | ２ | ２ |
| No. | 該当箇所 | | 意見・提言内容 | | | | 市の考え方 | 案修正  有無 |
| １ | 掩体壕、その他 | | これは太平洋戦争時の戦争遺跡で、近畿圏では二か所、大阪府下では唯一残存する生々しい軍事施設の遺構であり、土地を公有地化して工作物に保安処置を加えて公園施設化し、次世代市民に戦争と平和を思考させる教材として活用すべきである。  課題はむしろ記された該当箇所のない文化財である。  八尾市にある文化財で保存すべきは古墳だけではない。平成７年（１９９５）以前の現代史により強く注目するべきである。 | | | | 本計画は、個々の文化財について指定を検討するものではありませんが、それぞれの時代の遺跡と同様に戦争遺跡も八尾市の歴史の一部であり、学術的な位置づけが進むなかで情報発信等について検討してまいります。 | 無 |
| ２ | その他  （小学校での歴史教育について） | | 文化財保存につながる八尾の歴史教育を小学校教育の場にも広げていって欲しい。身近な歴史を子供たちに教えていくことは、p97にある「協力者のすそ野を広げる」ということにつながると思う。  自分の住む地域の文化財を守ろうと思う市民は、勝手には広まらない。市外から観光で来てもらうこともいいですが、八尾の歴史的魅力は八尾の人によって守り、育てていくものなのではないか。  その成果が現れるのは、その小学生が大人に（親に）なった時かもしれない。親から子にもっと歴史が語られるようになれば、守っていこうという意識を持った市民は確実に増えていくはずである。この私の思いがご活用いただけなくとも、大切なことは、子供たちに如何に伝えていくか、であって、その取り組みは増やしていっていただきたいと思う。 | | | | 小学校の歴史教育は、地域にある文化財等について学び、理解を深めるための初動教育であり、将来的に地域の伝統文化や民俗行事を継承する活動に繋げていく上で重要であると考えております。市としましても校区の歴史資産についてマップや案内パンフレット等の提供を行い、歴史教育の下支えを行っていきたいと考えています。  　今回いただいたご意見につきましては、教育委員会とも共有させていただきます。 | 無 |